

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.x

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 5 日

Sponsor: Australia, Central African Republic, China, Democratic People's Republic of Korea, Eritrea, Fiji, Finland, France, India, Israel, Kuwait, Libya, Niger, Poland, Qatar, Russian Federation, Slovakia, Somalia, South Korea, Switzerland, Syria, Thailand, Turkey, Turkmenistan, United Arab Emirates, United States, Venezuela and Vietnam

第 80 回国連総会第一委員会は、

生成 AI の利用は経済的・産業的な発展に必要であると認識し、

生成 AI によって生み出された誤情報やディープフェイクの拡散問題が世界的に増加していることを遺憾に思いながら言及し、

国際的に健全な AI 産業の発展を促し、

医療現場での AI の誤作動は人命に関わる深刻な被害を生むということを認識し、

国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) がこれまで情報流通の促進のために活動してきたことを認識し、

AI を活用するには AI によって引き起こされる問題のリスクと正しい使用方法を学ぶことが必要不可欠であると確信し、

アルゴリズムバイアスによって差別が再燃していることを残念に思い、

LAWS の国際的な規定が未だに制定されていないことを遺憾に思い、

「意味のある人間の関与」の大切さを強調し、

国際人道法を想起し、

LAWS の使用は国際人道法に違反する恐れがあることを強調し、

特定通常兵器使用禁止制限条約 Certain Conventional Weapons Convention (CCW) を想起し、

軍事用 AI の誤作動が甚大な被害を引き起こすことを認識し、

軍事用 AI を用いることで兵士のリスクが減らせることを考慮し、

AI に関する規制をすることで AI 全般の進歩を妨げてしまう恐れがあることを考慮し、

LAWS の国際的な管理が世界の軍事力の均衡を保つために重要であると強調し、

将来、AI 技術の拡大にともなって AI を起因とした国際問題の発生リスクが増加することを考慮し、

将来、AI 技術の拡大にともなって現在の法ではカバーできなくなるリスクが発生することを考慮し、

AI を起因とした問題の責任帰属が曖昧であることを心配し、

現段階において AI を起因とした国際問題を裁くシステムが確立されていないことを考慮し、

国際刑事裁判所がこれまで国家間の問題を扱ってきたことを考慮し、

1. 各国に対し、生成 AI の危険性に対応する法律を設ける必要性を強調する；
2. 各国に対し、国際的な AI の規制に関して、AI の開発を妨げるようなものにならないようにするよう要請する；
3. 各国に対し、国内の企業に以下の方法を用いて AI 生成物のソースを公示することを奨励するように要請する：
 - a. AI による生成物であることを示すメタデータの添付，
 - b. 透かしの使用；
4. 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に対し、生成 AI に関する問題を扱うように要請する；
5. 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に対し、生成 AI の安全と正確性に関し、国際的に推奨すべき基準を作り、申請された AI がその基準を満たしているかを複数回にわたって判断し、満たしているものには認証マークを添付することを要請する；
6. 各国に対し、医療に関わる AI に関しては上記の認証マークを得ることを義務化することを促す；
7. 各国政府および各国の国家・利用者・提供者・開発主体に対し、国内での民間及び個人の使用によって、AI の誤作動による被害が生じた場合、政府がその原因を調査し、責任の所在を分析した上で、国家・利用者・提供者および開発主体が協力して責任を負うことを要請する；
8. 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に対し、認証マークがついている AI が誤作動を起こした場合には認証マークがふさわしくなかった責任を負い、認証マークの基準を見直すことを要請する；
9. 各国に対し、AI 情報リテラシー教育の導入をするように促す；
10. 各国に対し、国際的に協力して生成 AI に関するプライバシー保護についてのガイドラインを策定するよう要請する；
11. 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)に対し、AI システムによる差別の防止を強化するために以下の施策を講ずるように促す：
 - a. 使用してよい学習データの基準の制定；
 - b. 基準に基づく、偏見が含まれる学習データが使用されていないかの監視および規制；
12. 国際社会に対し、LAWS を「軍事攻撃を目的とした認識から攻撃までの過程を人間の操作なしで AI がすべて行う能力をもつ完全自律型システム」と定義することを各国に要請する；
13. LAWS の使用において以下の理由から「意味のある人間の関与」に配慮する必要性があることを強調する：
 - a. LAWS が国際人道法および諸倫理的・道徳的規範に適合する能力を持つか不明瞭であること，
 - b. LAWS の使用が引き起こした結果に対する説明責任を果たすべきものが不明瞭であること，
 - c. LAWS が敵国の戦闘員と民間人が混在している場合や戦術的に状況が急変する場合などの状況の急激な変化に柔軟に対応できるか不明瞭であること；
14. LAWS を開発、保有および使用する国に対し、LAWS を用いた攻撃を行う際には国際人道法を考慮し、攻撃を行うもしくはそれが可能となるように開発を行うよう要請する；
15. LAWS を他国に提供する国に対し、安全性を確保し、誤作動のリスクを明らかにしつつ、最小限にしてから提供を行うよう要請する；
16. CCW 下の政府専門家会合に対し、引き続き LAWS の議論を続けるよう要請する；

17. CCW 下の政府専門家会合に参加していない国に対し、その議論に参加するよう要請する；
18. 以下の項目を LAWS を開発、保有および使用する国が CCW 下にある政府専門家会合に対し報告し、CCW 下にある政府専門家会合の許可が出てから導入することを検討することを要請する：
 - a. LAWS の導入を希望する旨およびその理由，
 - b. 導入を希望する LAWS の種類および数，
 - c. 使用時に人間が監視および緊急停止できる体制であること，
 - d. 使用した結果の想定；
19. LAWS を開発、保有および使用する国に対し、以下の項目を CCW 下にある政府専門家会合に年次報告することを要請する：
 - a. LAWS の管理状況，
 - b. 定期的なシステム点検の内容および結果；
20. LAWS を開発、保有および使用する国に対し、LAWS 使用中および使用後の被害状況を CCW 報告することを要請する；
21. LAWS を開発、保有および使用する国に対し、LAWS 使用時には人間が必ず監視および遠隔停止ができる体制を整えることを要請する；
22. 国際刑事裁判所に対し、LAWS の誤作動による国際規模の被害が起きた場合、責任の帰属先を使用した国家とし、制裁を議論することを要請する。